

議会レポート 20

住所：千代田区九段南1-2-1 千代田区役所7階 発行：千代田区議会 自由民主党

千代田区議会
令和二年
第三回定例会



小林やすお

議員提出議案第13号
東京2020オリンピック・
パラリンピック競技大会の
開催と成功に関する決議



嶋崎秀彦

議員提出議案第14号
石川区長に対する
百条調査協力義務の履行を
求める決議



永田壮一

地域文教委員会
委員長報告
「放課後児童健全育成事業の
設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する
条例」他

百条委員会
「総合設計計画等に関する
調査」中間報告
・区長夫人は証人尋問を
出頭拒絶 他

企画総務委員会
委員長報告
区道の道路構造等に
関する基準を定める条例の
一部を改正する条例 他



はやお恭一

保健福祉委員会
委員長報告
「旅館業法施行条例の一部を
改正する条例」他



内田直之



小林たかや



桜井ただし



河合良郎



林 則行



たかざわ秀行



山田丈夫



池田とものり



うがい友義



西岡めぐみ

皆様のご意見をお聞かせください。

〒102-8688

千代田区九段南1-2-1 千代田区役所7階

電話 03-5211-4320

FAX 03-5275-6882

千代田区議会 自由民主党



地域文教委員長(要旨)

永田 壮一

所属委員会

地域文教委員会

オリンピック・パラリンピック対策特別委員会

文化財保護・活用特別委員会

I 地域文教委員長報告(要旨)

以下、4議案について審査したところ全て賛成全員で可決した。
議案第48号「千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例」
外神田一丁目公共施設整備に伴い万世橋出張所の位置を変更。
議案第49号「千代田区区民館条例の一部を改正する条例」
万世橋区民館を新たに設置し、名称、使用料を定める。
議案第50号「千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
規準を定める条例の一部を改正する条例」放課後児童支援員の研修の実施
者として中核市の長を追加、23区は東京都が実施者となる。
議案第50号「千代田万世会館の指定管理者の指定について」
指定管理者の期間満了に伴い、新たに(株)日比谷花壇を指定。

「区立小中学校の米の購入先に関する陳情」についての審査結果

米穀小売業はこの20年で35件から11件に減った。現在の購入先である
学校給食会はこれまで安定供給の役割を
担ってきたが、今後は商工支援の意味か
らも区内業者への米の発注に切り替える
ことを求め賛成全員で可決した。



詳しくは、千代田区議会ホームページ <https://gikai-chiyoda-tokyo.jp/>



保健福祉委員長(要旨)

内田 直之

所属委員会

保健福祉委員会

議会運営委員会

景観・まちづくり特別委員会

災害時要配慮者等対策特別委員会

I 保健福祉委員長報告(要旨)

議案第51号「千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例」は、
旅館業の施設に営業従事者を常駐させる規定を、営業者の遵守事項から旅
館業法に基づき条例で定める営業施設について講ずべき措置の基準に改め
るとともに、宿泊者の安全を確保するなどのために必要な措置および旅館
業の業務の適正な運営を確保するために必要な手続きを定めるほか、規定
を整備するものです。

審査の中で、近年区内には旅館業法に基づく比較的小規模な施設が増加
していることや、条例の遵守事項として営業従事者を常駐させるとの規定
が一部の小規模施設では守られていないこと、また、宿泊者の騒音、喫煙
による臭いやゴミの不始末などに関する相談や苦情、新型コロナなどの感
染症の対応が不十分であること等が明らかになりました。こうした諸問題
に対応するためへの規定の整備である一方、これまで法令を遵守してきた
営業者の不利益にならないよう、周知方法や周知期間等に留意していくこ
とも、あわせて確認されました。

採決を行った結果、議案第51号は、
賛成全員で可決すべきものと
決定いたしました。



詳しくは、千代田区議会ホームページ <https://gikai-chiyoda-tokyo.jp/>

企画総務委員長報告（要旨）

「千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、法令の一部改正に伴い、自転車通行帯の定義、設置基準等を新たに定めるもので、公布の日から施行。

質疑の中で、今回の条例改正に伴い、自転車通行帯の定義等が法的に位置づけられることにより、自転車走行空間の整備がさらに進んでいき、歩行者や自転車を運転される方、双方にとって安全や利便性の向上につながるものであると区が考えていること。逆走できないという規制についての周知は、本来交通管理者が行うところであるが、区が自転車通行帯を整備していく中で、地元住民と確認をし、周知をしながら整備を進めていきたいと区が考えていること等が明らかになった。

「特別区道千第578号（多町大通り南）及び周辺路線電線類地中化事業の施行に伴う電線共同溝工事等委託協定の締結について」は、多町大通り南ほか周辺7路線における電線類地中化事業の施行に伴う電線共同溝工事等の施行を内容とする委託協定を締結する。

質疑の中で、三方を区道に囲まれた小さなエリアであることから、周辺に地中化のための地上機の設置スペースを確保できたため、面的な整備が可能であること等が明らかになった。

その他、「財産（建物）の取得について」は旧区立外神田住宅の解体に向けて1階と2階の区分所有部分を取得する審査も行った。



企画総務委員長（要旨）

はやお恭一

所属委員会

企画総務委員会（百条委員会）
議会運営委員会
景観・まちづくり特別委員会
文化財保存・活用特別委員会

「総合設計制度等に関する調査」 百条委員会中間報告

これまでの百条調査により明らかになった事項

石川区長と家族からの購入希望により事業者が一般に販売されない「事業協力者住戸」として優先的にマンションを販売。同事業者の再開発事業のマンション一室も区長が家族が共有名義で購入し2年後に約7000万円もの売却益が判明。

石川区長の刑事告発と違法な議会解散

7月27日、地方自治法第100条第9項の規定に基づき区長を証言拒絶、偽証により刑事告発を議決。区長は区議会を解散する通知を行った。議会は「新型コロナウイルス感染症対策関連補正予算」を審議中であった。混乱は、東京地方裁判所の「執行停止決定」により「解散取消し」通知するまで続いた。

7月29日石川区長次男の証人尋問

冒頭、石川区長による区議会解散通知に関して「意見書」の提出の申し出るも証人提出の意見書を取り下げる。証言では、「覚えていない」「記憶にない」と繰り返す。

9月18日区長夫人は証人尋問を出頭拒絶

マンション購入の共有名義人の一人であり区長が委任状で代理人とした区長夫人へ証人出頭請求を送付。区長夫人から5通の出頭拒否する文書（別表）。正当な理由なく出頭せず、改めて証人出頭要求と書面による照会を決定し拒否した場合、告発することを確認。

今後の100条調査について

区の総合設計制度及び地区計画制度に関する事務執行が適切に行われていたか精力的に調査するため石川区長から改めて証言を得る必要がある。関係者を告発する必要が生じた場合、その手続きを進めていく。

議会からの文書	区長夫人の回答
9月4日 証人出頭請求	9月6日 出頭拒絶
9月8日 証人出頭請求 証人喚問日の予定の具体的な内容と別途都合の良い日を知らせるよう送付	9月10日 出頭拒絶
9月10日 出頭可能な日を示すよう依頼文書送付	9月11日 午後1時×切 回答なし
9月14日 証人出頭請求	9月15日 出頭拒絶
9月16日 証人出頭請求 他の日の都合を照会	9月17日 出頭拒絶
9月18日 百条委員会 証人尋問	9月18日 正当な理由なく 出頭拒否

東京2020オリンピック・パラリンピック 競技大会の開催と成功に関する決議

本年夏の開催に向け準備を進めてきた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりを受け、1年の延期が決定した。

100年前の1920年アントワープオリンピック大会は第一次世界大戦とスペイン風邪の流行直後に開催され、世界の連帯と復興の象徴になったように、世界が一丸となってこの難局を乗り越え、大会の開催と成功に果敢に取り組むことは、懸命に練習に励んできたアスリートだけではなく、開催を心待ちにしている子供たちをはじめ、全世界の人々に勇気と希望を与えることになる。東京2020大会は新型コロナウイルス感染症を乗り越えた象徴となる。

開催に向けては、感染状況を十分踏まえ、アスリート、大会関係者、観客等全ての人々にとって安全で安心な大会になるよう、万全な対策を期す必要であり、区は、国や東京都、組織委員会をはじめ、様々な関係機関と綿密に連携・協力して、水際対策の充実強化、競技会場での感染防止策などに関し、早急に対策を講じていかなければならない。

よって、千代田区議会は、日本にとって震災復興オリンピック・パラリンピック大会であると同時に、世界にとってはコロナ後に向けた大会となる東京2020大会の開催と成功に向けて、全力で取り組んでいくものである。

賛成多数により可決。

反対議員は、長谷川みえこ議員、小枝すみ子議員、岩田かずひと議員、飯島和子議員、牛尾こうじろう議員、木村正明議員。

投票中								
議員氏名	賛成	反対	議員氏名	賛成	反対	議員氏名	賛成	
1 小野なりこ	○		9 西岡めぐみ	○		17 たかざわ秀行	○	
2 岩佐りょう子	○		10 飯島和子	×		18 はやお恭一	○	
3 長谷川みえこ	×		11 牛尾こうじろう	×		19 米田かずや	○	
4 小枝すみ子	×		12 木村正明	×		20 大串ひろやす	○	
5 秋谷こうき	○		13 池田ともりのり	○		21 林剛行	○	
6 岩田かずひと	×		14 山田丈夫	○		22 嶋崎秀彦	○	
7 小林たかや	○		15 永田社一	○		23 河合良郎	○	
8 うがい友義	○		16 内田直之	○		24 桜井ただし	○	
							出席議員数	25人
							表決総数	24人
							賛成	18人
							反対	6人



提案理由(要旨)

小林やすお

所属委員会

保健福祉委員会

議会運営委員会

オリンピック・パラリンピック対策特別委員会

文化財保存・活用特別委員会

詳しくは、千代田区議会ホームページ <https://gikai-chiyoda-tokyo.jp/>

石川区長に対する百条調査協力義務の 履行を求める決議

100条調査では、区長夫妻と次男が抽選販売によらず、販売会社から事業協力者住戸を購入していた事実が判明。販売会社からは売買交渉を区長夫人も関与し、本件マンションの売買契約締結の際には、区長が区長夫人に委任状を作成し、代理権を与えていたことも判明した。

そこで、共同購入者でもあり、区長代理人でもある区長夫人から事情を確認する必要が高いことから、証人喚問への出頭を求めた。しかし、数度にわたり出頭要請をしたが正当な理由なく拒絶された。

本件は区長に対する大きな疑惑となっており、区長が区民に説明責任を果たすためには、区長の代理人として売買の直接関与した区長夫人が100条調査へ協力することが必要不可欠である。

区長は、自らの説明責任を果たすために、共同購入者であり、区長代理人でもある区長夫人に対し、100条調査権の証人喚問に正当な理由なく出頭を拒むときは出頭拒否罪(地方自治法100条3項)で処罰されるおそれがあることを説明し、100条調査に応じるよう強く促し、区長自身が代理人の行為を含めて説明責任を果たすことを求める。

賛成多数により可決。

反対議員は、小野なりこ議員、米田かずや議員、大串ひろやす議員。

投票中								
議員氏名	賛成	反対	議員氏名	賛成	反対	議員氏名	賛成	
1 小野なりこ	×		9 西岡めぐみ	○		17 たかざわ秀行	○	
2 岩佐りょう子	○		10 飯島和子	○		18 はやお恭一	○	
3 長谷川みえこ	○		11 牛尾こうじろう	○		19 米田かずや	×	
4 小枝すみ子	○		12 木村正明	○		20 大串ひろやす	×	
5 秋谷こうき	○		13 池田ともりのり	○		21 林剛行	○	
6 岩田かずひと	○		14 山田丈夫	○		22 嶋崎秀彦	○	
7 小林たかや	○		15 永田社一	○		23 河合良郎	○	
8 うがい友義	○		16 内田直之	○		24 桜井ただし	○	
							出席議員数	25人
							表決総数	24人
							賛成	21人
							反対	3人



提案理由(要旨)

嶋崎秀彦

所属委員会

予算・決算特別委員会

保健福祉委員会

オリンピック・パラリンピック対策特別委員会

災害時要配慮者等対策特別委員会

詳しくは、千代田区議会ホームページ <https://gikai-chiyoda-tokyo.jp/>